

平成 21 年 第 3 回

菊陽町議会 5 月臨時会会議録

平成 21 年 5 月 15 日

熊本県菊陽町議会

第3回菊陽町議会5月臨時会会議録

平成21年5月15日（金）開会

菊 陽 町 議 会

1. 議 事 日 程

(平成21年第3回菊陽町議会5月臨時会)

平成21年5月15日

午 前 10 時 開 議

於 議 場

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 承認第1号から承認第6号までを一括議題
- 日程第5 町長の提案理由の説明
- 日程第6 議案第37号 町(字)の区域をあらたに画し、及び変更することについて
- 日程第7 発議第1号 菊陽町農業委員会委員の推薦について
- 日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(菊陽町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度菊陽町一般会計補正予算(第6号))
- 日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度菊陽町土地取得特別会計補正予算(第3号))
- 日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算(第4号))
- 日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて(平成20年度菊陽町下水道特別会計補正予算(第5号))

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | | |
|-----|-------|-----|--------|
| 1番 | 坂本秀則君 | 2番 | 北山正樹君 |
| 3番 | 石原武義君 | 4番 | 甲斐榮治君 |
| 5番 | 芝和長君 | 6番 | 岩下和高君 |
| 7番 | 佐藤竜巳君 | 8番 | 大塚昇君 |
| 9番 | 福島知雄君 | 10番 | 川俣鐵也君 |
| 11番 | 吉本堅君 | 12番 | 小林久美子君 |
| 13番 | 酒井良一君 | 14番 | 上田茂政君 |
| 15番 | 梅田清明君 | 16番 | 鍋島有志男君 |
| 17番 | 永野輝全君 | 18番 | 吉村豊明君 |

3. 欠席議員は次のとおりである。

な し

4. 会議録署名議員

14番 上田茂政君

15番 梅田清明君

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	後藤三雄君	副町長	松永政秋君
教育委員長	三島誠一君	教育長	赤峰洋次君
教育次長	田中真治君	総務部長	宮本義次君
福祉生活部長	大川育男君	産業建設部長	服部貞夫君
会計管理者兼 会計課長	大野秀治君	総務部審議員 兼総務課長	吉岡典次君
総合政策課長	松本東亞君	財政課長	實取初雄君
税務課長	廣野豊徳君	人権教育・ 啓発課長	渡邊幸伸君
福祉部審議員 兼福祉課長	眞鍋清也君	健康・保険課長	阪本修一君
環境生活課長	吉野邦宏君	町民課長	堀川正信君
武蔵ヶ丘支所長	村田保孝君	農政課長	荒木一雄君
建設課長	松村孝雄君	都市計画課長	坂本恭一君
下水道課長	山崎謙三君	商工振興課長	平野誠也君
総務課長補佐 兼庶務法制係長	服部誠也君	教育審議員兼 学務課長	大山晃君
生涯学習課長	佐藤清孝君	教育審議員兼 図書館長	帆保勇君
農業委員会事務局長	志垣敏夫君		

6. 職務のため会議に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 阪本健治君

書記 山川真喜子君

~~~~~ ○ ~~~~~

開会 午前10時0分

○議長（吉村豊明君） ただいまから平成21年第3回菊陽町議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（吉村豊明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、14番上田茂政君、15番梅田清明君を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（吉村豊明君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日限りとする  
ことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（吉村豊明君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本会議に出席を求めた説明員の職氏名は、お手元に配りましたとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 承認第1号から承認第6号までを一括議題

○議長（吉村豊明君） 日程第4、町長提出承認第1号から承認第6号までの件について、一括し  
て議題といたします。

議案は、さきに議員各位に配付のとおりであります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 町長の提案理由の説明

○議長（吉村豊明君） 日程第5、ただいま議題といたしました議案に対する町長の提案理由の説
明を求めます。

後藤町長。

○町長（後藤三雄君） おはようございます。

議員各位におかれましては、平成21年第3回菊陽町議会臨時会をお願いしましたところ、公

私ともご多用の中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様ご承知のとおり、連日マスコミ等で報道されておりますように、メキシコで確認されました新型インフルエンザは、世界の35の国や地域で感染者6,500人が確認されており、死亡者も65人に達しているような状況であります。日本においても、つい先日、カナダに短期留学した男子高校生と引率の教諭4人の感染が確認されており、国内での感染への拡大が心配されているところであります。

この新型インフルエンザに対する対応としまして、去る5月11日、菊池地域新型インフルエンザ対策協議会が開催され、情報交換並びに今後の対応について意見交換等が行われました。今後、協議会では、大流行に備えた対策として、関係機関が連携を密にしながらその対策を講じていくことが確認されたところでございます。

それでは、本臨時会に提案しております議案について、提案理由の説明を申し上げます。

提案いたします議案は、条例改正2件、平成20年度菊陽町一般会計及び特別会計補正予算4件についてご審議をお願いするものであります。

議案の承認第1号から承認第6号までの6件について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、議案の内容についてご説明申し上げます。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、地方税法等の一部改正に伴い、菊陽町税条例の一部を改正するもので、主な改正点は、個人住民税における住宅借入金等特別税控除の創設であります。

承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

内容は、地方税法等の一部改正に伴い、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正するもので、主な改正点は、国民健康保険税における介護納付金に係る賦課限度額を9万円から10万円に変更するものであります。

承認第3号は、平成20年度菊陽町一般会計補正予算（第6号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,249万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を107億2,120万9,000円と定めました。

歳入においては、町税、地方譲与税、各種交付金、地方交付税、国県支出金、町債などが確定しましたので、調整を行いました。

主なものは、町税5,433万5,000円、地方消費税交付金1,917万5,000円、地方交付税1億20万7,000円などの増額、地方譲与税1,758万1,000円、配当割交付金1,116万9,000円、県支出金1,592万9,000円、繰入金6,000万円などの減額をしております。

一方、歳出では、総務費4,378万6,000円などの増額、民生費4,934万8,000円、衛生費1,342万2,000円、教育費2,262万5,000円などの減額をしております。

また、歳入歳出予算調整のため、予備費を1億934万4,000円を増額しております。

承認第4号は、平成20年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第3号）についてであります。

内容は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ492万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億3,464万7,000円と決めました。

歳入については、繰入金を492万8,000円を減額し、一方歳出については、諸支出金の財産取得費を492万8,000円を減額しております。

承認第5号は、平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,460万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を28億7,296万8,000円と決めました。

歳入においては、国民健康保険税1,000万9,000円の増額、国庫支出金3,073万2,000円、県支出金2,627万2,000円、繰入金4,074万8,000円などの減額をしております。

歳出の主なものは、保険給付費2,143万9,000円、予備費4,316万4,000円を減額しております。

承認第6号は、平成20年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第5号）についてであります。

内容は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ999万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億4,732万3,000円と決めました。

歳入については、使用料及び手数料を109万9,000円、町債を890万円減額し、一方歳出については、維持費を100万円、事業費899万9,000円をそれぞれ減額しております。

以上、6議案についての要旨のみを説明いたしました、詳細につきましては議案審議の際に各担当のほうから説明をいたしますので、慎重にご審議いただきまして、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 提案理由の説明を終わります。

議事に入ります前に、本日傍聴されている皆さんにご注意申し上げます。傍聴席では私語はしないようお願いいたします。また、拍手などの行為はしないでください。よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第37号 町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについて

○議長（吉村豊明君） 日程第6、議案第37号町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについてを議題といたします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託し、継続審査となっておりますので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長佐藤竜巳君。

○文教厚生常任委員長（佐藤竜巳君） 皆さんおはようございます。

3月25日、本会議において文教厚生常任委員会に審査付託されました議案第37号の審査にお

ける主な内容と結果を報告いたします。

本議案につきましては、実施関係地域の方々より住居表示に関する法律の規定により変更請求が提出されましたことから、3月25日文教厚生常任委員会を開催しまして継続審査と決定し、本会議で継続審査が承認されました。

文教厚生常任委員会では、同法第5条の2第6項の規定により開催する公聴会に関するものの一切を委員長に一任と決定されましたので、他県の事例を参考にして、公聴会の公述人を賛成、反対それぞれ3名ずつとし、発言時間を10分以内と決定しました。

そこで、公聴会を4月23日と決定し、公聴会の開催を告示しますとともに、実施区域内の全世帯へチラシを配布し、公述人の公募を4月16日までとし、公募を開始しました。賛成の公述申し出人は4名、反対の公述申し出人は10名おられましたので、当日出席できる方の中からそれぞれ3名を選出し、4月23日、議場をお借りしまして公聴会を開催しました。

公聴会における公述人の意見を集約しますと、次のとおりであります。

まず、反対の意見は、熊本市に同じ町名があるから混乱が起き、日常の生活に支障を来す。救急車を要請するとき、間違っって熊本市へ行って、間に合わずに亡くなったということが生じるおそれがある。また、救急車を呼ぶとき、呼ぶ方も聞く方も「熊本市の武蔵ヶ丘ですか、菊陽町の武蔵ヶ丘ですか」と確認作業をしなければならない。救急車はいかに速く到着するかが重要である。住民は健常者ばかりでない。幼児、小学生、中学生、高齢者、障がい者や外国人などおり、そういう問題を考慮してやってほしい。この町名は、手順を踏んだ民意の答えであるというのには納得はできない。武蔵ヶ丘1丁目から3丁目を武蔵ヶ丘11丁目から13丁目にしたらどうか。そうしておく、将来熊本市と合併したとき、何ら心配はないなどの意見でした。

次に、賛成の意見は、正当な手順を踏んで積み上げられた大多数の民意の集約である。福岡に似通った事例があり、研修に行かれ、消防など混乱は生じてないとの報告を受け、検討委員会で全員一致をもってこの名称に決定した。武蔵ヶ丘というのが住民になじみ、溶け込んでおり、愛着がある。武蔵ヶ丘小・中学校、支所、保育園など行政区名が共通を持っている。郵便物は番号を入れるので問題なし、宅配便も対面で行うので問題はない。警察や消防が大丈夫ですよと言っている。武蔵ヶ丘は、愛着、安心・安全が定着している。県の住宅課の話によると、この武蔵ヶ丘団地の名称が変わると莫大な経費がかかる。校歌にも「武蔵ヶ丘」が入っており歌われているなど、公述人の意見が述べられました。

すべての方の公述の後に質疑応答に入り、委員から賛成に対し、武蔵ヶ丘11丁目から13丁目にしたら何か不都合があるかの問いに対し、特別問題はない。しかし、菊陽町に武蔵ヶ丘1丁目から10丁目がないのは不自然であるとの答弁でした。

また、反対者から提案された武蔵ヶ丘11丁目から13丁目にする案は個人的な発想か、多数の発想かの問いに対し、個人的な発想であり、他の人に一部聞いたが、その方がいいねという感触であったとの答弁などで公聴会は終了しました。

日を改め5月8日、文教厚生常任委員会を開催し、さきの公聴会で賛成、反対を述べられた意見等を参考に慎重審議を行いました。

その主な意見を集約しますと次のとおりであります。

武蔵ヶ丘1丁目から3丁目を武蔵ヶ丘11丁目から13丁目にしたらどうかと反対者から公述がありました。町担当課の説明では、住居表示実施基準の解説書によると、丁目の数は4から5丁目に定めることが適当であるとされており、それを受け、町の実施基準要綱でもおおむね3から6丁目程度が適当であると規定されており、11丁目とか丁数が多いと混乱しやすい。また、縦書きで住所を11丁目、12丁目、13丁目と書くとき、2と3の判別がわかりにくく、好ましいことではないとのことでした。

緊急通報につきましては、110番通報は新通信指令システムが既に導入されており、瞬時に発信地点が表示されるので、混乱は生じませんが、119番は新通信指令システムが導入されることが既に決定しておりますが、新指令システムが稼働するまでの間が反対の公述をされた方々が一番危惧されている面であり、町はだれもが安心して暮らせるまちづくりを目指しておりますので、町当局におかれましては、警察及び消防との連携を十分とっていただくことを委員会として要望いたします。

審査に当たりましては、町界・町名検討委員会でこれまで積み上げてこられました手順に不足はなかったし、可能な限り多数の人たちを結集して検討してこられた結果を尊重し、採決を行いました。

採決の際、1人の棄権を除き、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決定しました。

以上で委員会での審査の経過と結果の報告を終わります。

質疑につきましては自席から答弁させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 委員長の報告を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

梅田清明君。

○15番（梅田清明君） 委員長の報告に対し、賛成の立場から討論させていただきます。

住居表示に関する事で、武蔵ヶ丘のことが少し問題になりまして、反対者が人数をそろえて町に申し込んで、結局公聴会を開いたわけですけども、私傍聴に行きまして、6人がそれぞれ自分の立場で述べられまして、双方とも「ああ、なるほど」という面を感じました。けれども、住居表示はあくまで地元の方が決定するわけでございます。

そして、その中で、反対者の方で11から13までの町名にしたらどうかと、将来の合併のこと

について述べられました。私たちも、町村合併で、熊本市のいろんなことを視察いたしまして、また近年では益城町が反対が多くなりまして、この町村合併で、今菊陽町は3万5,600人から成っておりますけれども、新住民が3分の2ぐらい占めるかと思えます。そういった関係で、武蔵ヶ丘方面から熊本市の合併が上がれば厳しいなと私は常々思っていたんですけども、今回のことで熊本市との合併は完全に否定されたと思っております。よって、今後50年は熊本市との合併は、話は出てこんだろうと思うわけで、よってこの委員長の報告に賛成し、討論にかえさせていただきます。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

酒井良一君。

○13番（酒井良一君） 私も、これは委員長の報告に賛成の立場で意見を述べたいと思えます。

まず、県営武蔵ヶ丘団地の経緯を少し調べておりますので、述べさせていただきます。

県営武蔵ヶ丘団地は、昭和48年6月から52年4月まで造成、それに続いて建設がなされております。そういう中で、1町内が昭和48年6月、昭和49年6月に2町内、3町内、それから50年6月には4町内、5町内が新設されました。51年6月には6町内と7町内、この7町内は一戸建ての新設でございます。翌52年4月に8町内、一戸建てを最後に、これ最後の新設ということになっております。そういうことで、48年に入居された方は今年で37年を迎えたこととなります。そういう中で、自治会の名称も武蔵ヶ丘1町内から武蔵ヶ丘8町内と呼ばれてきております。いろいろ問題は指摘されておりますけれども、特別に自治会の活動においても問題はなかったというふうに聞いております。

また、それから「武蔵ヶ丘」という呼び名については、公的施設に武蔵ヶ丘支所、武蔵ヶ丘第1保育園、武蔵ヶ丘第2保育園、武蔵ヶ丘小学校、それに北小学校、それと武蔵ヶ丘中学校がございます。それと、武蔵ヶ丘コミュニティーセンター。このように、「武蔵ヶ丘」という名称を使われている公的施設がかなりあります。

また、武蔵ヶ丘中学校が昭和56年に開校いたしました。その当時、私もたまたまその役員をさせていただきましたけれども、そうした経験の中で、私はこの「武蔵ヶ丘」という名前を非常に愛してもおりますし、やはり愛着がございます。

このようなことを考えてみますと、「武蔵ヶ丘」の名称は幅広く使われ、地域に根づいておるものだと思います。したがって、問題が出ております警察関係、広域消防関係、郵便事業からも特別な支障はないと前回のお話にもあったというふうに聞いております。そういうことで、武蔵ヶ丘1丁目から3丁目、この住居表示について、原案どおりに賛成するものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 委員長報告に賛成の立場で討論をさせていただきます。

理由は幾つかあります。私、菊池広域連合のほうに属している関係で、救急指令システムについて一言私の賛成理由にそれをつけ加えたいと思いますが、今回救急司令センターが導入される予定です。それは、基本的には電話をかければそこに救急車が到達できる。心臓がもうとまりそうで、呼吸ができず、話ができない、でも119番だけ電話をかけてくれれば発信地表示が確定され、そこに救急車が到達する。救急業務の場合ですと、火事か、救急かというところで若干話が必要だということはありませんけれども、いずれにしろ電話さえかけてもらったら発信地が確定できる、そこに混乱は生じない。この辺については、消防の本部のほうにも私自身が問い合わせた結果、現場のほうも混乱はしないということを確認した返答をいただいております。

この間、3名の方が反対という意見も述べられておりましたが、その中の方々でも「武蔵ヶ丘」という名前については愛着があり、その名前は使いたいというふうに私は聞いておりました。武蔵ヶ丘というのは、今回話ししてるのは、住所が「津久礼」から「武蔵ヶ丘」に変わりますが、私たち暮らしをする中であって、「津久礼の何番地ですか」ということよりは「武蔵ヶ丘の何町内ですね」という形で、実際使われてるのは武蔵ヶ丘という名前のほうが多いんじゃないかと思います。そういうことから、毎日の生活に何ら支障は出てこない。

ただ、反対意見を述べられた方の中に、障がい者もしくは子どもたちが、菊陽町の武蔵ヶ丘か熊本市の武蔵ヶ丘かで混乱する、そういうことを踏まえて、住所表記、電柱なんかいろいろ表記をしますが、そういうことについて行政の皆さんのほうに特別な配慮をお願いして、私も賛成とします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第37号町（字）の区域をあらたに画し、及び変更することについて、この議案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議案第37号は委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 発議第1号 菊陽町農業委員会委員の推薦について

○議長（吉村豊明君） 日程第7、発議第1号菊陽町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

議員は地方自治法第117条により除斥の対象となりますので、大塚昇君、佐藤竜巳君の除斥を求めます。

〔8番 大塚 昇君、7番 佐藤竜巳君 退席〕

○議長（吉村豊明君） それでは、提出者の趣旨の説明を求めます。

梅田清明君、趣旨の説明をお願いいたします。

○15番（梅田清明君） それでは、菊陽町農業委員の推薦について報告提案いたしますけれども、本来議長が推薦すべきところを、そうした場合に、質疑討論が、議長が出した場合できませんので、私が推薦いたしますので、どうかよろしくをお願いいたします。発議第1号の菊陽町農業委員会委員の推薦について、地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提案理由は、菊陽町農業委員会委員の任期満了に伴い、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定による学識経験を有する委員として次の4人を推薦するものであります。

菊陽町辛川1284番地、大塚昇さん、昭和24年5月30日生まれ。菊陽町原水464番地、佐藤竜巳さん、昭和29年8月5日生まれ、それから菊陽町原水3259番地、相馬一孝さん、昭和15年7月15日生まれ、それから菊陽町久保田2316番地1、坂本里美さん、昭和31年10月22日生まれ。

以上4名の方を推薦したく、議員各位の賛同をよろしくをお願いいたします。

なお、質疑に関しては自席より答弁させていただきます。

○議長（吉村豊明君） 趣旨の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

上田茂政君。

○14番（上田茂政君） この4名に反対ではありませんが、今後の課題として申し上げたいと思います。

議員2名につきましては、先般いろいろ、過去2名ずつ選出されておりましたが、ほかの2名につきましてはそれぞれ議会から選出ができるということでございますが、バランス、各町村、各地区の、例えば原水、久保田、それから白水、そういった地域の中からバランスのとれた人材を選んでいただきたかったかなと。

なぜかといいますと、白水のほうがかなり農業委員さんが少ないと思って、私もバランスよく、今後の農業のためになる人だったら、この坂本さんでも相馬さんでも別に問題はありませんが、今後バランスのとれた、各区の、校区の中でバランスのとれた人材を入れていただきたいと、こう思っております。

終わります。

○議長（吉村豊明君） 今のは質疑ですか。

○14番（上田茂政君） すみません。答えてください。

○議長（吉村豊明君） 梅田清明君。

○15番（梅田清明君） バランスよくと言われましたけれども、まず議員の大塚昇さんと佐藤竜巳さんは前年度に引き続いてですけど、問題ないと思いますけれども、原水の相馬一孝さん、現在まで農業委員をもう6年ほどされておりましたけれども、今度は馬場楠堰の土地改良区のほうから1人農業委員に出とられます。本来ならば、もう相馬一孝さん、引かれるんですけども、土地改良区のほうからだれもないということで推薦が上がったんじゃないかと私は、大菊土地改良区ですね、そういうふうに思っております。

それから、久保田の大堀木、坂本里美さん、一応上中代のほうで話が上がってございましたけれども、そこからも農業委員さんが出ておられますので、同じところから2人はなんだろうということで、坂本里美さんの名前が上がっております。同じ女性アドバイザーで頑張っておられるということで適任ではないかと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 上田茂政君。

○14番（上田茂政君） 趣旨はわかるんですけど、今後こういうことがないように、各地域の中で選んで、推薦の場合、特にバランスのとれた選び方を今後やっていただきたいと、再度お願いをいたします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 菊陽町農業委員会委員の推薦について、議員を推薦することについて反対の立場で討論いたします。

農業委員会等に関する法律条文の所掌事務第6条第3項に「農業委員会は、前2項に規定する事務を行うほか、その地域内の農業及び農民に関する事項について意見を公表し、他の行政庁に建議し、またはその諮問に応じて答申することができる」とされております。

また、農業委員会法案の要綱の市町村農業委員会2の権限1項ハのところ「土地の開発、改良、保全その他土地の生産条件の整備に関する事項、農業技術の改良その他農業生産に関する事項、農畜産物の加工、販売その他処理に関する事項、その他農業経営の合理化及び農民生活の改善に関する事項につき、市町村長に建議し、または市町村長の諮問に応じ答申すること」とされております。

さらに、2項では、「市町村農業委員会は、当分の間、前項各号に掲げるもののほか、食糧管理法に基づく主要食糧の生産別政府買入れ数量の決定に関して市町村長の諮問に応じるものとする」とされております。

ここで、「建議」、それから「諮問」、「答申」という3つの言葉が出てきますが、建議と

は、皆さん方ご存じのとおり、役所に意見を申し述べること、諮問とはある問題について有識者に意見を聞くこと、答申とは諮問に関して答えることとされております。この言葉の意味からしまして、議員が農業委員になったとすれば、時には町長の諮問機関の一員となります。議員は町全体の予算配分を考えなければなりません、そこに議員が参加することによって本来の予算配分ができなくなることが考えられます。

議会が町長のチェック機関であるという立場を考えますと、議員は町長の諮問機関になり得る農業委員会へ名を連ねるべきではないという考え方で、議員を農業委員会に推薦することに関しては反対をするものです。

また、後藤町長は、町長就任以来1期3年間農業委員会会長を務められました。しかし、農業委員会が町長に建議し、町長の諮問に応じ答申する場面が出てくることを考えられ、このたび町長は農業委員会への議会推薦を辞退されました。このことは本来の農業委員会の姿に一步近づくものと考えております。

これもちまして、反対討論といたします。

○議長（吉村豊明君） 川俣鐵也君。

○10番（川俣鐵也君） それでは、私は賛成の立場から討論させていただきます。

今後の農業を取り巻く状況は、今年度の農地法の改正やそれに伴う農振地域の農用地の取り扱いの厳格化など、農業を守る反面、企業参入を容易にするなど、多様な変化が推測されます。

そのような中で、先般の農業委員会の選挙において、12名のうち1人を除いてすべての委員が新人にかわられている状況であります。

農業委員会は、毎月の申請案件について、農地法等に関する重要な採決を行う機関でありますので、すべての委員が新人というわけにはいきません。また、議員の中で農業に精通された方が農業委員を兼任されることは、農業の状態をつぶさに見られ、その経験が町農業政策に生かされていくものと思われま。

よって、従来どおり議員の議会推薦については賛成をするものであります。議員の皆さん方の同意をよろしくお願いしたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

佐藤竜巳君の除斥を解きます。

〔7番 佐藤竜巳君 入場〕

○議長（吉村豊明君） これから採決を行います。

採決は1人ずつ行います。

発議第1号菊陽町農業委員会委員の推薦について、大塚昇君を議会推薦とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議会推薦による農業委員に大塚昇君を推薦することに決定いたしました。

大塚昇君の除斥を解きます。

[8番 大塚 昇君 入場]

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君の除斥を求めます。

[7番 佐藤竜巳君 退席]

○議長（吉村豊明君） 大塚昇君にただいま農業委員に推薦したことを会議規則第33条第2項の規定により告知します。

次に、農業委員会委員の推薦について、佐藤竜巳君を議会推薦とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、議会推薦による農業委員に佐藤竜巳君を推薦することに決定いたしました。

佐藤竜巳君の除斥を解きます。

[7番 佐藤竜巳君 入場]

○議長（吉村豊明君） 佐藤竜巳君にただいま農業委員に推薦したことを会議規則第33条第2項の規定により告知します。

次に、農業委員会委員の推薦について、相馬一孝君を議会推薦とすることに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議会推薦による農業委員に相馬一孝君を推薦することに決定いたしました。

相馬一孝君には、後で会議規則第33条第2項の規定により文書で告知します。

次に、農業委員会委員の推薦について、坂本里美君を議会推薦することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、議会推薦による農業委員に坂本里美君を推薦することに決定しました。

坂本里美君には、後で会議規則第33条第2項の規定により文書で告知します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）

○議長（吉村豊明君） 日程第8、承認第1号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（廣野豊徳君） おはようございます。

承認第1号は、菊陽町税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、改正の主な内容についてご説明いたします。

改正文ではわかりにくいかと思しますので、参考資料の新旧対照条例文を見ていただき、主なものについて説明申し上げたいと思います。

8ページをお開きください。

中段ほどになりますが、第7条の3の2は、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除の追加に関するもので、個人町民税における住宅ローン特別控除の創設に伴う新たな規定であります。

具体的に言いますと、対象者は平成21年から平成25年までに住宅に入居した方で、新築または増改築をした住宅について所得税の住宅ローン特別控除の適用がある方になります。所得税の控除期間が10年でありますので、個人町民税においては平成22年度から平成35年度までの間がこの制度の適用期間となります。個人町民税の所得割から控除する額が所得税から控除し切れなかった住宅ローン特別控除額としておりますので、これは前年の所得税における住宅ローン特別控除額から前年の住宅ローン特別控除前の所得税額を控除した金額となります。ただし、控除限度額がありまして、最高5万8,500円が限度額となっております。

この減収額につきましては、減収補てん特別交付金により全額補てんされるものであります。

次に、13ページをお開き願います。

第12条から、16ページの第12条の2、第13条及び第15条の2の本文中におきまして、平成18年度から平成20年度までの下線部分をそれぞれ平成21年度から平成23年度までに変更しております。これは、平成21年度が3年に1度の固定資産税の評価がえの年に当たりまして、土地に係る固定資産税の負担調整措置においては、評価がえの時期に合わせて3年ごとに見直しが行われることとなっております、その土地に係る固定資産税の負担調整措置による変更であります。

次に、27ページをお願いします。

第10条の2は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であります。第2項から第5項までを1項ずつ繰り下げまして、第1項の次に第2項として新たに追加するものであります。

これは、長期にわたり利用できる質の高い住宅の建設を促進するため、新築された長期優良住宅、いわゆる200年住宅について、固定資産税の減額措置の適用を受けるための申請の規定を定めたものであります。

具体的には、平成21年6月4日から平成22年3月31日までの間に新築された長期優良住宅に係る固定資産税について、新築から5年間、税額からの2分の1を減額するものであります。

それでは、改正文のほうに戻っていただきたいと思えます。

参考資料から2枚前をお開き願いたいと思えます。

附則のところでは、第1条の施行期日については、この条例は平成21年4月から施行するものであります。ただし、次の1号から5号につきまして、各号ごとの施行期日になります。

以上であります。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 承認第1号について質問をします。

今、ページ27ページで説明がありましたけれども、長期優良住宅というのはどういうものかというのをもう一度説明をしていただきたいと思えます。

なかなか普通の方では手に入らないんじゃないかなというふうに思えますので、その点です。

それともう一点ですけれども、今回のこの地方税の改正なんですけれども、私がいろいろ調べてみますと、やはりかなり大資産家優遇の税制になってるというふうに思うんですけれども、上場株式の、ページ33ページ、34ページは、この菊陽町ではそう大きく影響するところではないかと思うんですが、その点についてももう少し説明をお願いしたいと思えます。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） まず、長期優良住宅につきましては、まず1つとしまして、住宅の構造に、主要部分について腐食とかそういったものの防止措置がとられており、耐久性が確保されていること、2点目としましては、地震に対しての安全性が確保されていること、3点目としましては、居住者のライフスタイルの変化等により、利用状況の変化に対応して、間取り等の構造、設備の変更を容易にできること、4点目としましては、配管の点検、交換等が容易に行えること、5点目としましては、一定のバリア性の省エネルギー性を有していること、以上すべてを満たしている住宅ということになっております。

33、34ページにつきましては、もう一度確認してから改めて回答したいと思えます。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについてということで、反対討論をします。

今課長さんのほうは、後でまた調べてお答えいただけるということでしたけれども、今回の税制改革なんです、今の麻生内閣は、国と地方合わせて1兆円以上の減税ということで主張をしています。しかし、その中身は相変わらず大企業、大資産家優遇です。

上場株式の配当譲渡益、株式投資信託の分配金などに係る税率を本来の半分の10%に軽減する証券優遇税制を2009年から2011年まで3年間延長します。麻生内閣が昨年10月末に発表した経済対策の中で打ち出されました証券優遇税制は、小泉内閣時代の2003年から5年間の時限措置として導入され、金持ち優遇という批判にもかかわらず、2007年度税制改正で1年延長されたものです。これは、2008年度税制改正で、ようやく昨年末に廃止すると、2008年末に廃止するということが決まっていたのですが、その方針を再びひっくり返したのが今回の改正です。これは、私たちの生活感覚とは遠く離れている部分なので、ちょっとぴんとこないところもあるんですけども、2006年の国税庁統計によれば、年間所得100億円以上の高額所得者10人に対して、上場株式の譲渡益の年間にして総額183億円の年間1人当たり平均18.3億円もの巨額減税を行うという内容です。

このように、一部の、それも雲の上の人といいますか、大資産家には大幅な減税をするというのが今度の2009年度の税制の一番の大きな問題だと思います。格差拡大をもたらす大資産家優遇税制をそのまま続けていくという内容です。今本当に必要なのは、一番困っている人たちへの対応というのが一番大事なんですけれども、それと逆立ちをしている内容だということで、この地方税の専決処分についても、やはりそういう内容で国の制度の中で生まれているものであり、認められないということで反対をします。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（吉村豊明君） 日程第9、承認第2号専決処分の承認を求めることについて（菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

税務課長、内容の説明を求めます。

○税務課長（廣野豊徳君） 承認第2号は、菊陽町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

それでは、ご説明いたします。

今回の改正の主な内容としましては、介護給付金賦課限度額の見直しによるものであります。

参考資料の新旧対照条文を見ていただきたいと思います。参考資料の1ページをお開き願います。

まず、第2条の課税額の第4項で介護給付金の賦課限度額の9万円を10万円に変更するものであります。

限度額が10万円になることで、税額への影響を試算してみました。ただし、国保税の賦課資料が平成21年度につきましてはまだありませんので、平成20年度の課税資料で試算しております。これによりますと、約122万円程度の増額となります。

それでは、改正文に戻っていただきまして、参考資料の1ページ前のページをお開き願います。

附則のところですが、条例は平成21年4月1日から施行するものであります。ただし書きの各号につきましては、各号ごとの施行日によります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

北山正樹君。

○2番（北山正樹君） 申しわけありません、タイミングを失ってしまいました。

1点だけお尋ねいたします。

理由のところ「特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がないので」というふうに書いてあります。この専決処分をするに当たって、国のほうからこの変更ということになって変更になったと思いますが、この時間的な関係についてお答えをお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 税務課長。

○税務課長（廣野豊徳君） 9万円から10万円につきましては、これは2月、閣議があつて既に決まっておりましたが、それ以外のところにつきましては、日々日切れ法案という形で通知が来ておりまして、それが3月下旬までにかかりましたので、専決処分ではできないということになります。

以上であります。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

小林久美子君。

○12番（小林久美子君） 承認第2号について討論をします。

今回の国民健康保険条例の中で、特に介護納付金の課税額の限度額が9万円から10万円に増額されるということで、町内では122万円の影響ということで先ほど課長さんからは説明がありましたけれども、やはり町民にとりましては負担がふえるということに変わりありませんので、介護保険制度そのものは、毎回議会でも申しておりますとおり、いろんな問題も含んでいますので、負担がふえるという点で反対をするものです。

以上です。

○議長（吉村豊明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

しばらく休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

休憩 午前11時2分

再開 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（吉村豊明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））

○議長（吉村豊明君） 日程第10、承認第3号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度菊陽町一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） おはようございます。

承認第3号は、平成20年度菊陽町一般会計予算につきまして、平成21年3月31日をもって確定しました内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、主なものについてご説明申し上げ、詳細につきましてはご質問に応じ

担当課長がお答えしますので、よろしくお願いいたします。

2 ページをめくっていただき、1 ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,249万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ107億2,120万9,000円と定めました。

また、第2条で地方債の変更を第2表地方債の補正で計上しているところでございます。

2 ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、3月の補正後に予算額の変更が生じたもの及び歳入額が確定したものにつきまして補正を行っております。

款の区分ごとに補正額の主なものについてご説明申し上げます。

1の町税を5,433万5,000円増額しておりますが、これは町民税、固定資産税及びたばこ税を増額するものでございます。

次に、2の地方譲与税を1,758万1,000円減額、4の配当割交付金を1,116万9,000円減額、6の地方消費税交付金を1,917万5,000円増額しております。

下の3ページをごらんいただき、12の地方交付税を1億20万7,000円増額、17の県支出金は1,592万9,000円減額しておりますが、主に県負担金の減額によるものでございます。

4 ページをお開き願います。

20の繰入金金を6,000万円減額しておりますが、基金繰入金金の減額でございます。

歳入合計といたしましては、補正として6,249万3,000円を増額し、歳入総額を107億2,120万9,000円としております。

下の5ページをごらんいただき、歳出でございますが、3月の補正後に予算の大幅な変更の必要性が生じたもの及び歳入の確定により財源の入れかえが必要になったものなどについて補正を行っております。

款の区分ごとに主なものを申し上げます。

2の総務費を4,378万6,000円増額しておりますが、これは主に総務管理費の増額によるものです。

次に、3の民生費を4,934万8,000円減額しておりますが、社会福祉費、児童福祉費ともに減額しております。

次に、4の衛生費1,342万2,000円の減額は、保健衛生費の減額でございます。

6 ページをお開き願います。

10の教育費を2,262万5,000円減額しておりますが、これは主に小学校費及幼稚園費の減額でございます。

最後に、14の予備費を1億934万4,000円増額しておりますが、これは歳入補正額が歳出補正額を上回ったものについて計上しているものでございます。

歳出合計といたしましては、補正として6,249万3,000円を増額し、歳出総額を107億2,120万9,000円としております。

下の7ページをごらんいただき、第2表の地方債補正でございますが、限度額のみを変更でございます。

まず、地方特定整備事業の緑ヶ丘線道路改良事業は限度額を230万円減額し220万円に、まちづくり交付金事業の原水駅線道路改良事業は限度額を50万円減額し1,300万円に、防災基盤整備事業の防火水槽整備事業は限度額を10万円減額し350万円とするものでございます。

したがいまして、平成20年度の地方債増額につきましては、290万円を減額し、5億5,120万円とするものでございます。

9ページ以降は補正予算に関します説明書としております。

主なものの補正額についてご説明申し上げます。

12ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款の1町税、項の1町民税、目の1個人の増額は、節区分の1現年課税分で823万1,000円増額し、その結果15億3,608万6,000円とし、内容は説明欄のとおりで、それぞれ補正後の金額は、所得割が14億7,812万円、均等割が4,596万6,000円としております。また、節区分の2滞納繰越分についても606万円増額してございまして、補正後が3,299万3,000円としております。

次に、目2法人の増額は、節区分の1現年課税分で1,000万円増額し、補正後が3億9,221万7,000円としており、法人税割分を増額しております。

次に、項の2固定資産税、目の1固定資産税の増額は、節区分の1現年課税分で1,416万6,000円増額し、補正後としては35億5,590万5,000円とし、内容は説明欄のとおりで、補正後の金額といたしましては、土地が7億5,286万4,000円、家屋が12億2,180万円、償却資産は減額し15億8,124万1,000円としております。また、下の13ページをごらんいただき、節区分の2滞納繰越分についても457万6,000円増額し、補正後が3,300万円としております。

次に、項の4たばこ税、目の1たばこ税は、1,030万2,000円増額し、2億6,530万1,000円としております。

次に、款の2地方譲与税は、それぞれ確定した額に調整してしております。

また、14ページをお開きいただき、下段の款の3利子割交付金以下の交付金につきましても、それぞれ確定した額について調整を行ったものでございます。

16ページをお開き願います。

下段の款の12地方交付税、項の1地方交付税、目の1地方交付税、節区分の1地方交付税の増額は、特別交付税額を1億20万7,000円増額し、補正後の金額を1億4,270万7,000円とするものでございます。

下の17ページをごらんいただき、下段の款の16国庫支出金、項の1国庫負担金、目の1民生費国庫負担金につきましては、次の18ページにかけて、児童手当関係国庫負担金、合計で462万9,000円の減額及び節区分の5保険基盤安定負担金で説明欄の負担金を187万3,000円減額してしております。

下の19ページをごらんいただき、項の2国庫補助金、目の7教育費国庫補助金の減額では、節区分の3幼稚園費補助金を191万7,000円減額し、補正後が847万4,000円としております。

20ページをお開き願います。

款の17県支出金、項の1県負担金、目の1民生費県負担金の減額は、これも児童手当関係負担金が合計で198万3,000円の減額及び節区分の4保険基盤安定負担金で説明欄の負担金を1,661万円減額しております。

下の21ページをごらんいただき、項の3県委託金、目の1総務費委託金、節区分の1徴税費委託金は、説明欄の委託金を333万9,000円増額し、補正後の金額としては7,896万7,000円としております。

22ページをお開き願います。

中段の款の18財産収入、項の2財産売払収入、目の1不動産売払収入、節区分の1土地売払収入の増額は、第2土地区画整理地内の保留地処分金190万1,000円を増額してありまして、補正後が1億4,427万7,000円としております。

次に、款の19寄附金、項の1寄附金、目の1一般寄附金、節区分の1一般寄附金の増額は、有限会社さんふれあからの寄附金で、補正後の金額を300万円とするものでございます。

下の23ページをごらんいただき、款の20繰入金、項の2基金繰入金、目の1財政調整基金繰入金は、6,000万円を減額し2億円としておりますが、別途これまでに歳出において2億7,892万円の基金積立金を予定しておりますことから、差し引き7,892万円の増額を見込んでおります。

次に、款の22諸収入、項の1延滞金、加算金及び過料、目の1延滞金、節区分の1延滞金は、徴税延滞金で200万円を増額し、1,000万円としております。

次に、項の5雑入、目の4雑入、節区分の4その他の雑入で、説明欄の公営住宅火災保険金は、下原団地の火災に伴う保険金を計上しております。

24ページをお開き願います。

款の23町債につきましても、地方債の補正の際にご説明申し上げましたとおり、項の7土木債、項の8消防債それぞれにおいて、説明欄の事業について調整を行っております。

下の25ページをごらんいただき、次に歳出でございますが、款の2総務費、項の1総務管理費、目の3財政管理費で、節区分の28繰出金は、土地取得特別会計への繰出金を492万8,000円減額し、補正後の金額としては3億3,352万1,000円としております。

また、目の8財政調整基金等費で、節区分25の積立金5,000万円の増額は、説明欄のとおりで、学校建設基金積立金として、利子を除く総額で、これまでの補正で5,000万円をしておりましたので、合計で1億円を将来の学校の耐震または大規模改造工事等に備えて積み立てるものでございます。

また、目の10地域政策費で、節区分の15工事請負費の減額は、サイン設置工事費の不用額を調整しております。

26ページをお開きの上、下の27ページをごらんいただき、款の3民生費、項の1社会福祉費、目の1社会福祉総務費、節区分の28繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金を4,074万8,000円減額し、補正後が1億4,487万1,000円としております。

また、項の2児童福祉費、目の2児童措置費、節区分の20扶助費は、児童手当を860万円減額し、補正後が3億4,711万5,000円としております。

28ページをお開き願います。

款の4衛生費、項の1保健衛生費、目の2予防費、節区分の13委託料は、予防接種委託料を1,274万2,000円減額し、6,762万5,000円としております。

30ページをお開き願います。

款の8土木費、項の2道路橋梁費、目の2道路橋梁維持費、節区分の22補償補填及び賠償金は、支障物件移設補償費を実績により調整しております。

また、目の3道路新設改良費456万4,000円の減額は、これは幾つかの事業がありますが、単独分、横道合志2号線、緑ヶ丘線及び北小学校原水駅線道路改良工事事業費について、実績により調整を行っております。

次に、項の3都市計画費、目の2土地区画整理費156万8,000円の増額は、第2地区土地区画整理事業関係で、主に今回は保留地処分金を財源として実施する事業について実績により調整を行いますとともに、下の31ページをごらんいただき、一番下の節区分の25積立金は、土地区画整理事業基金積立金を1,751万9,000円増額し、補正後が3,560万7,000円としております。

32ページをお開き願います。

項の4住宅費、目の1住宅管理費は、特定財源の確定による雑入の分なんですけれども、確定により財源の調整を行っております。

34ページをお開き願います。

中段の款の10教育費、項の2小学校費、目の1学校管理費の減額は、節区分の13委託料及び15工事請負費で、それぞれ説明欄の部分で実績により調整を行っております。

下の35ページをごらんいただき、中段の項の4幼稚園費、目の1私立幼稚園費、節区分の19負担金補助及び交付金は、私立幼稚園就園奨励費補助金を1,243万円減額し、3,230万7,000円としております。

36ページをお開きの上、下の37ページをごらんいただきまして、最後になりますが、先ほども説明いたしましたとおり、予備費につきましては1億934万4,000円を増額し、2億1,065万2,000円としております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） ページの22ページです。款19寄附金、目の1の一般寄附金、今299万9,000円、一般寄附金は有限会社さんふれあからの寄附金という説明がありました。

何かこの寄附金ということは、いつも私は言うておるんですが、普通の、通常の寄附金であれば何も言うことはないんですが、ちょっとわけありの、私に言わせればわけありの寄附金というふうに思っておりますので、平成19年度の寄附金からしましても減少していると。それから、平成20年度の「さんふれあ」の売り上げが落ちた原因は何かと。それと、売り上げを伸ばすため、どのようなことを検討されておられるのかと。

2番目に、有限会社さんふれあが町外から仕入れておられるものはどういうものがあるのかと。

それから、元レストランのところなんです、あそこに町内の商工業者さん、あるいは、商工業者さんのほうで希望がなければ、町外からでもうどん屋さんとかラーメン屋さんとか、軽食という部類に入るんでしょうか、そういうことが可能なのか、どういう制約があるのか、とりあえず3点お尋ねします。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） 今吉本議員が質問されました22ページの寄附金のことでございます。

本年、3月31日に締められて、現在税理士さんのほうで正確な数値が今出ておりますけど、これにつきましては、町と「さんふれあ」との協定書がございまして、菊陽町総合交流ターミナルの管理運営に関する協定書ということで、この寄附金を入れていただいております。

まず、落ち込んだ理由の1点目でございますけど、これにつきましては、あその「さんふれあ」のお湯の入湯、これが、毎月集計出ておりますけど、ほとんどもう前年割れということでございます。ただし、農産物の直売所につきましては、12カ月あるうちに4カ月が赤字であとは黒字ということで、全体的には黒字になったということでございます。

それから、その次に質問をされましたことについてでございますけど、これ4番目でございますけど、元レストランの跡、これについてはどういうことを、軽食とかそういうのは考えないかということでございますが、これについては「さんふれあ」のほうでもいろいろなことを考えられておられます。

それから、2番目でございますけど、「さんふれあ」がどういうことを、営業努力、それにつきましては、昨年の5月から板垣社長になられまして、いろんなアイデアを使われまして、昨日もレディースデー、女性の方を優先した、そういう取り組みもされておりますし、それから金曜日にはカラオケ、そういったお客さんを呼ぶための方策もとっておられるということでございます。そういういろんな努力は相当やっておりますので、特に落ちた原因というのは、先ほども言いますように、ふろの入湯部分が、これがもう相当な落ち込みということで、前年度よりも下がったという原因でございます。

(11番吉本 堅君「2番目にもう一点、「さんふれあ」が町外からの仕入れということで、どういうのがあるかということ」の声あり)

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） 町外からの仕入れにつきましては、あそこが、町でできる地産地消で農産物を販売しておりますけど、やはり夏場とか冬場におきましても、品数がどうしても町内の農産物だけじゃ賄い切れないということでございますので、そのときによそのところから、JAから、そういったところから入れておるとい状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今の2番目の町外からの仕入れということで、燃料等、何か話を聞きますと、そういうことはないと思うんですが、見積もりの段階で例えば町外のほうが安かったと、後でその辺が何か戻っちゃおらんとか、単価的に、そういうふうなことがもしあるのであれば、やっぱり町内の業者さんを利用しとったほうがいろんな面で「さんふれあ」にとってプラスになりやせんかなと思うんですが、そこも再度もう一点。

それから、町長にお尋ねなんですけど、町長は、町が有限会社さんふれあから施設使用料をいただくこともなく寄附金をいただくこともない状態になったとき、その後も有限会社さんふれあを指定管理者とされる考えがあるのか、その辺の対応をどのように考えておられるのかということもお尋ねしたいと思います。

それから、ページ23ページの款の22諸収入のところの目の4雑入、公営住宅火災保険金ということで、下原住宅の保険金ということだったと思いますが、もうちょっと詳細に、下原住宅という、何か2カ所、階層建ての建物のほうと戸建てのほうと2カ所あるのかなと思うんですけども、どういう状況であったのか、その対応がどうだったのかというふうなことでお尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 産業建設部長。

○産業建設部長（服部貞夫君） まず、1点目でございますけど、燃料関係につきましては、昨年大幅に上がった時点から、現在落ちついておりますけど、そこにつきましては、町から単価の入札などはやっておりませんし、「さんふれあ」のほうで、当然向こうがやっておられますので、それに対して町からは、安いところというか、お話ししながら、町内が安ければ町内からぜひ入れていただくと、そういう状況でございます。

もうひとつ住宅の火災につきましては、その下原の2階建ての木造部分でございますけど、これにつきましては、新聞等でご存じだと思いますけど、ちょっと事件的な、これはございまして、もう現在は片づいて、すべてまた入居されとるとい状況でございます。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 「さんふれあ」のほうで、いわゆるその経営状況が非常に悪化した場合にその後どうするかという質問だったと思うんですけども、今非常にこういった温泉を持つ

た施設は、いわゆる燃料の高騰と、それから景気悪化等によりまして、非常に温泉の入浴客が減少してるのは、この「さんふれあ」に限らず、近隣の施設も非常に苦勞しとるような話を聞いているところであります。

そういった中で、いろんな、この採算がとれるようなところで今精いっぱい努力をしているところでありますので、そちらのほうに十分「さんふれあ」のほうで力を入れていただきたいとも思いますし、また議員さん方におかれましては、ぜひ「さんふれあ」のほうにぎわうような、また利用等についてもご協力、また応援もしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

吉本堅君。

○11番（吉本 堅君） 今産業建設部長のほうからの答弁で、物品の納入に関しましては有限会社さんふれあのほうでやってるからということで、町のほうはわかりませんというふうな答弁だったかと思うんですけど、そういうことであれば、町長にお尋ねなんですけど、今後そういうふうな公募での指定管理者の募集ということも十分考えていかなければならない時期が来るかと思えます。そういうときに、今も私は、有限会社さんふれあですから民間の会社だというふうに思っております。当時の町長代理、助役ということでさんふれあの社長を任命され、副町長ということで、助役さんがなられておられた時代から指定管理者というふうな流れになっておると思うんですが、民間というのはやっぱり相当厳しいということを肝に銘じておかれ、やっぱり、先ほど建設部長のほうで言われたんですけど、協定があるとかという話ですけど、寄附金とはなっておりませんし、そこんところも、年間一千二百何十万円だったですか、ちょっと忘れましたが、そういうふうな、それを下らんように町に納めるというふうなこともありますので、ちょっと甘いのではないかなというふうな考えも持つところであります。

そういうところで、再度町長に、今後の指定管理者とした場合の、有限会社になるのか、株式会社が引き受けられるのか、どういう状況になるかわかりませんが、今の菊陽町の有限会社さんふれあとどこが違うのか、お尋ねいたします。

○議長（吉村豊明君） 後藤町長。

○町長（後藤三雄君） 質問の、有限会社と株式会社の違いというような質問かどうか、ちょっと意味が、質問の趣旨がよく読み取れなかったところですけども、とにかくこのさんふれあというのは有限会社で、町がほとんどの出資をしているような状況であります。今社長のほうも交代しておりますけども、今非常にその民間会社といった意識を持った上での経営の努力をして、精いっぱいやるとるというふうに見とるわけでもありますけども、非常にこの景気の悪化というのがありまして、もう一つはこの燃料の高騰というところで非常に苦戦しとるということでもあります。入浴客のほうも、さっき繰り返しになりますけども、どこの温泉施設においても非常に今厳しいような話を聞いているわけでもありますけども、そういった中でも、非常にこの菊陽の「さんふれあ」は利便性もいいということでありまして、よその施設からは、よそは本

当に赤字を出して、それぞれの団体のほうから繰り入れたりしてやっていますけども、「さんふれあ」のほうは今のところ、だんだん収支の中で厳しい状況は出ておりますけども、今精いっぱい努力をしておりますので、次、将来的に、またその指定管理者の見直し等の時期等か、そういうものも来ますけども、今の時点では、とにかく黒字が出るように社員一同全員で一生懸命頑張っているような状況でありますので、その辺ご理解いただきたいと思います。

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） ほかに質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 賛成多数です。したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第3号））

○議長（吉村豊明君） 日程第11、承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度菊陽町土地取得特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

財政課長、内容の説明を求めます。

○財政課長（實取初雄君） 承認第4号は、平成20年度菊陽町土地取得特別会計予算につきまして、これも平成21年3月31日をもって確定しました内容で調整を行いまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページめくっていただき、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ492万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,464万7,000円と決めました。

8ページをお開き願います。

歳入でございますが、款の2繰入金、項の1一般会計繰入金、目の1一般会計繰入金、節区分の1一般会計繰入金492万8,000円の減額は、一般会計からの繰入金の部分の不用額を補正したものでございます。

下の9ページをごらんいただき、歳出でございますが、款の2諸支出金、項の1財産取得費、目の3土地・建物管理費、節区分の13委託料は、説明欄の設計委託料を2万3,000円減額

し、補正後の予算額を97万7,000円に、また節区分の15工事請負費は、説明欄の施設整備工事費を490万5,000円減額し、補正後の予算額を9,309万5,000円としたものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第4号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第12 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））

○議長（吉村豊明君） 日程第12、承認第5号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））を議題とします。

健康・保険課長、内容の説明を求めます。

○健康・保険課長（阪本修一君） おはようございます。

承認第5号平成20年度菊陽町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、平成21年3月31日をもって確定しました内容で調整を行いまして、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりご報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は、歳入では、収入済み並びに国からの交付決定等により収入額が確定したものの、また歳出予算につきましては、保険給付の補正減並びに歳入の確定に伴いまして、財源の入れかえ等を行って予算調整を行っております。

予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

歳入歳出予算の補正についてです。第1条歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ6,460万3,000円を減額し、歳入予算の総額を28億7,296万8,000円と定めるものでございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳入の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の1国民健康保険税、項の1国民健康保険税、目の1一般被保険者国民健康保険税754万9,000円の補正増を行っております。これにつきましては、収入の実績に合わせて補正増を行っておるところでございます。

内容につきましては、節の4の医療給付費、滞納繰越分で691万5,000円の補正増、それから節の6の介護納付金分滞納繰越分で、第2号被保険者、これは40歳から65歳未満の方の保険料分で63万4,000円の補正増を行っております。

続きまして、退職分でございますけども、これも収入の実績に合わせて補正増を行っているところでございます。

目の2の退職被保険者国民健康保険税246万円の補正増で、節の1で医療給付費分現年課税分161万8,000円の補正増、それから後期高齢者支援金35万9,000円、介護納付金48万8,000円の補正増を行っております。

続きまして、下の欄でございますけども、款の5の国庫支出金、項の1の国庫負担金、目の1の療養給付費等負担金で6,689万4,000円の補正増を行っております。

減の主な内容については説明欄のとおりでございます。これは国からの交付決定通知により減額補正を行っておるものでございます。それから、節の2の過年度分として1,949万2,000円の補正増を行っております。これは、国が負担するもので、実績に応じて翌年度に精算されるもので、交付決定通知により補正増を行っております。

それから、項の2の国庫補助金、目の2の財政調整交付金、節の1の普通調整交付金で3,030万1,000円、それから節の2で特別調整交付金579万7,000円の補正増を行っております。これも交付確定により補正増を行っているところでございます。

それから、款の6療養給付費等交付金、目の1の療養給付費等交付金で、現年分といたしまして1,134万4,000円の補正増を行っております。これも交付確定により補正増を行っているところでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

款の7の県支出金、項の2の県補助金、目の2の県財政調整交付金、節の1で普通調整交付金で2,004万4,000円、それから節の2の特別調整交付金で629万2,000円の補正減を行っております。これも県からの交付確定により補正減を行っているところでございます。

続きまして、次ページでございますけども、11ページです。款の10の共同事業交付金、目の1の高額医療費共同事業交付金、これにつきましては475万6,000円の補正増を行っております。これも連合会からの交付決定により補正増を行っておるところでございます。

それから、目の2の保険財政共同安定化事業交付金419万9,000円の補正増を行っております。これも交付決定によるものでございます。

それから、款の13繰入金、目の1の一般会計繰入金で4,074万8,000円の補正減を行っております。

主な内容につきましては、説明欄のとおりでございます。節の1の保険基盤繰入金につい

ては、確定通知により2,464万4,000円の補正減を行っております。内容の欄は、保険税軽減分で2,089万8,000円、保険者支援分で374万6,000円の減でございます。それから、事務費繰入金で492万2,000円の補正減、それから節の3の出産育児一時金等繰入金で213万4,000円の補正減、それから財政安定化支援事業の繰入金については、確定通知により904万8,000円の補正減を行っておるところでございます。

12ページをお願いいたします。

款の15諸収入、目の1の一般被保険者延滞金49万2,000円の補正増、それから目の2の退職被保険者延滞金で31万1,000円の、これは収入実績に合わせて補正増を行っております。

それから、項の4の雑入、目の5の一般被保険者第三者納付金178万3,000円の補正増、それから目の6の退職被保険者第三者納付金の14万6,000円の、これも収入実績に合わせて補正増を行っております。これは、内容は交通事故分でございます、一般分については12件、それから退職分については1件分でございます。

次のページの下欄を見ていただきたいと思います。

歳出でございます。歳出の主な内容についてご説明を申し上げます。

款の2の保険給付費、目の1の一般被保険者療養給付費で2,143万9,000円の補正減を行っております。

これは、補正減の内容でございますけれども、予定したほど医療費が伸びなかったために補正減をするものでございます。

それから、項の2の高額療養費、目の1の一般被保険者高額療養費で、補正額は0でございますけれども、財源の入れかえを行っておるところでございます。

それから、14ページをお開きいただきたいと思います。

款の3の後期高齢者支援金等、それから目の1の後期高齢者支援金等ということで、これも補正額は0でございますけれども、歳入の調整により財源の入れかえを行っているところでございます。

続きまして、下の欄でございます。

款の5の老人保健拠出金、目の1の老人保健医療費拠出金で、これも補正額は0でございますけれども、財源の入れかえを行っております。

それから、最終ページでございます。款の12の予備費、目の1の予備費で4,316万4,000円の補正減を行っております。これにつきましては、歳入の減によりまして財源的に不足した部分を予備費により調整を行っているところでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第5号は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成20年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第5号））

○議長（吉村豊明君） 日程第13、承認第6号専決処分の承認を求めることについて（平成20年度菊陽町下水道特別会計補正予算（第5号））を議題とします。

下水道課長、内容の説明を求めます。

○下水道課長（山崎謙三君） おはようございます。

承認第6号は、平成20年度菊陽町下水道特別会計予算につきまして、平成21年3月31日をもって確定しました内容で調整を行い、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをめくっていただきまして、1ページをお開き願います。

歳入歳出予算の補正は、第1条で既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ999万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を17億4,732万3,000円と決めました。

また、第2条で地方債の変更を第2表の地方債補正で計上しているところでございます。

2ページをお開き願います。

歳入においては、使用料を109万9,000円、町債を890万円減額し、3ページの歳出においては、維持費を100万円、公共下水道事業費を899万9,000円をそれぞれ減額しております。

4ページをお開き願います。

第2表の地方債補正でございますが、限度額のみの変更でございます。

まず、流域関連公共下水道事業分は限度額を30万円減額し2億6,320万円に、流域下水道事業負担金は限度額を860万円減額し4,620万円とするものでございます。

5ページ以降は補正予算に关します説明書となっております。主なものの補正額についてご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、使用料及び手数料の現年度分で、直接徴収分を109万9,000円減額し、補正後の金額を6億5,967万2,000円としております。

次に、町債の土木債で890万円減額し、内容は説明欄のとおりで、補正後の金額は、北部流域下水道建設負担金分が4,620万円、関連公共下水道事業分が2億6,320万円としております。

下の9ページをごらんください。

次に、歳出でございますが、維持費の公共下水道維持管理費分で、職員手当等を説明欄のとおり100万円を減額し、補正後の金額を、目合計で2億4,997万8,000円としております。

次に、事業費で、項の1公共下水道事業費、目の1流域下水道事業費、節区分の19負担金補助及び交付金を869万9,000円減額し、補正後の金額を目合計で4,620万3,000円としております。

次に、目の2流域関連公共下水道事業では、節の給料を9万円減額し、3職員手当等は時間外手当9万円増額し、また15の工事請負費は30万円を減額し、補正後の金額を目合計で5億9,740万円としております。

減額の主な要因としましては、歳入におきましては、使用料の計画を下回る見込みであること、これは企業の操業縮小による下水道使用料の減によるものでございます。それと、歳出におきましては、北部流域下水道事業建設負担金の確定に伴います減額になったものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（吉村豊明君） 説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（吉村豊明君） 討論なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第6号は原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（吉村豊明君） 全員賛成です。したがって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これをもって平成21年第3回菊陽町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午後0時4分

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成 年 月 日

菊陽町議会議長 吉 村 豊 明

菊陽町議会議員 上 田 茂 政

菊陽町議会議員 梅 田 清 明

菊陽町議会会議録  
平成21年第3回5月臨時会

平成21年5月発行

発行人 菊陽町議会議長 吉村 豊明  
編集人 菊陽町議会事務局長 阪本 健治  
印刷 株式会社 きょうせい九州支社  
電話 (092) 432-0781 (代表)

菊陽町議会事務局

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800  
電話 (代) (096) 232-2111  
議会事務局TEL (096) 232-4919